

平成 29 年度 法学既修者コース A 日程 公法系科目出題意図及び採点講評

### 問題 1

【出題意図】 名誉毀損的表現の著名判例からの出題である。また、裁判所による事前差止めが憲法上許容されるかも一大論点である。以上のポイントを踏まえて事例を紹介した上で、「検閲」に関する一元説と二元説の違いを説明し、当該事前差止めが憲法上禁じられる「検閲」もしくは事前抑制でないのかを説明してもらいたい。

【採点講評】 基本中の基本の判例でありながら、事案の紹介も曖昧な答案が多数であった。判決が、「裁判所」の事前抑制は「検閲」ではないとして差止めを認めたというポイントも外した者もいた。そもそも「批評」せよとあるのに、私見が示されていない答案は、設問の要求に反する。

### 問題 2

【出題意図】 著名判決群である議員定数不均衡事例を題材に、憲法判断を求めた。事例は、参議院通常選挙について争うことになっているため、1対1原則か2倍基準かという一般論のほか、衆議院の場合とは異なる、地方区の地域代表的性格、全国一区の比例区の存在、半数改選などのいわゆる参議院の特殊性の主張に対する判断も必要である。また、公職選挙法の選挙訴訟を用いるなど、訴訟法上の問題も論点である。

【採点講評】 現在進行形の裁判の話であるが、民主主義の根幹である選挙権の平等の問題という重要性が答案からあまり伝わらず、簡単な理由での合憲論が散見されたことは残念である。選挙訴訟が妥当であるか、事情判決でよいか、参議院の特殊性をきちんと論じたか、などは概ね不十分だったと言うほかはない。

### 問題 3

【出題意図】 行政法学の基本原則である「法律による行政の原理」の内容として示される(1)法律の法規創造力、(2)法律の留保、(3)法律の優位について、正確な理解がなされているかを試す問題である。基本中の基本を尋ねるものであり、解答に支障はないはずだが、正攻法で正面から尋ねられると、案外難しいことがあり、普段からの勉強が試される。

【採点講評】 「法律による行政の原理」の内容である3つの原理について基本的な理解を試す問題であり、行政法の教科書の最初に書いてあるまさに基本中の基本を尋ねる出題であったが、総じて出来は悪かった。「法律の法規創造力の原理」についてまともに答えられないのは、法学既修者試験の受験者としての意識が問われる。猛省を望む。